

2026(令和8)年度 人権啓発リーダー講座 開催要項

1. 趣 旨

2016年に、人権に関する3つの法律（人権三法）が施行されました。「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消推進に関する法律 4月1日施行）」、「ヘイトスピーチ解消法（正式名称：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 6月3日施行）」、「部落差別解消推進法（正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律 12月16日施行）」として制定された法律は、一人ひとりが人権意識を高め、お互いの違いを認め合い、人権を尊重し合える社会を築くことを目的としており、差別解消を一人ひとりの問題と捉え、法律への理解を深めていく必要があります。

また、情報化の進展に伴うインターネット上での人権侵害事案や性的マイノリティの方、及び特定の民族や国籍の方への差別・偏見等に対して、正しい教育と啓発を行う必要があります。

そこで、地域や学校・園において主体的に啓発活動を行う人権啓発リーダーとしての人材を育成し、差別をなくす行動を広げていくことを目的に、「2026年度人権啓発リーダー講座」を開催します。

2. 主催

主催：栗東市

3. 受講対象

- すべての市民と栗東市内に勤務している方
- 社会人権教育推進員（じんけんミーティングの推進員）
- 教職員、保育士、行政職員
- 人権教育担当者、青少年育成担当者

栗東市人権擁護課

ホームページ



4. 参加申込

- ・会場や資料準備の都合上、参加申込制とします。
- ・裏面の二次元コードからお申し込みいただくか、裏面の申込用紙を郵送、メール、FAXのいずれかで、各講座の2日前までに下記あてにお申し込みください。（申込用紙は、市ホームページの人権擁護課ページからダウンロードすることもできます。）

申
込
先

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市市民部人権擁護課あて
TEL：077-551-0108 FAX：077-551-0432
E-mail：jinken@city.ritto.lg.jp

※講座ごとに会場が異なります。講座一覧でご確認ください。

栗東市役所・・・栗東市安養寺一丁目13-33

栗東市立ひだまりの家・・・栗東市十里399-3

栗東芸術文化会館さきら・・・栗東市糺二丁目1-28

5 その他

- ・都合により予定していた講座を延期・中止する場合がありますので、ご了承ください。（申込みをされた方には、人権擁護課から連絡いたします。）
- ・手話通訳を希望される方は、講座日の3週間前までに人権擁護課にご連絡ください。